

4 監事は本会の会計を監査する。

第九条（総会） 本会は年1回総会を開催する。

2 会長は必要と認めたとき臨時に総会を召集することができる。

第十条（会計及び監査） 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 監事は毎年本会の会計を監査して、これを総会に報告し承認をえなければならぬ。

第十一條（会則の改正） 会則の改正は全会員の過半数による。

付 則

本会則は1989年7月7日より施行する。

『英米評論』投稿規定

1. 当学会誌への投稿有資格者は桃山学院大学英語英米文学会会員とし、投稿原稿の掲載については編集責任者の判断によるものとする。会員以外の者の投稿については、役員会の議を経てこれを受理することがある。
2. 原稿内容は原則として論文、翻訳、研究ノート、書誌、資料、書評および会員活動報告とする。
3. 原稿用紙の種類はワープロ原稿を含めて任意とするが、論文および翻訳の量は400字詰原稿用紙ならば50枚（英文は10,000語）、その他は30枚（英文は6,000語）を一応の限度とする。超過分は分載もあるうる。原稿は横書き、英語はタイプまたは活字体とする。
4. 論文にはかならず英文抄録を添付するものとする。
5. 原稿は完全原稿を、締め切りを厳守して、直接編集責任者に手渡すものとする。
6. 執筆者の校正は原則として三校までとする。
7. 校正は三日以内にすませて印刷所に発送のこと。